

て 広報

第 228 号
2026年4月23日

天 龍

私たちの村
— 4月1日現在 —
人口 977 人
男 465 人 女 512 人
世帯数 578 世帯

発行 天龍村役場
編集 総務課
印刷 飯田共同印刷(株)



天龍小学校



天龍中学校

4月6日(月)に、天龍小学校・中学校の入学式が、好天の温かい陽射しの中、和やかな雰囲気のもと開催されました。

今年度の新入生は、小学校が男子5名・女子1名、中学校は男子3名・女子4名です。小・中併設校となり3年目を迎え、小中合同での入学式となりました。式典では、元気いっぱいの小学生の手を、制服姿の中学生がエスコートして入場する姿が印象的でした。

これからの子どもたちの健やかな成長を、地域一丸で見守りたいと思います。

橘副村長あいらじ



橘謙治副村長

この度、永嶺村長の選任を受け、村議会の同意をいただき、副村長に就任いたしました。永嶺村長が進める村政の実現と天龍村発展のため、微力ではありますが自分ができるところを誠心誠意努めさせていただきますと思います。

つきましては、村民のみなさまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。

す。
4年間よろしくお願いいたします。

副村長の経歴

平成2年4月天龍村役場に入庁、平成10年には長野県交流派遣職員として県へ出向、その前後は村長部局の各係を幅広く歴任。

平成30年4月から議会事務局長、令和3年1月から教育委員会事務局長に着任し、令和8年3月末に天龍村役場を退職。同年4月より副村長に就任。

◇ ◇ ◇
なお、副村長の任期は令和8年4月1日より4年間です。

議会報告

第1回臨時議会

第1回臨時議会が、1月15日(木)に開催され、左記の議案について、原案どおり可決されました。

可決された案件

○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の整備に関する条例について
内容は、民間給与との均衡を図るため、国家公務員の給与が改定されたので、これにあわせ、議会議員及び常勤特別職については、期末手当の支給割合を改正し、一般職職員については、通勤、宿日直、期末、勤勉の各手当と給料月額をそれぞれ引き上げるよう改正されました。

議会報告

第1回定例議会

第1回定例会は、3月4日(水)に開会し、13日(金)までの10日間の会期で行われ、左記の議案について、原案どおり可決されました。

同意された案件

○副村長の選任について
空席となっていました副村長として、教育委員会事務局長の橘謙治氏を選任することに同意されました。

○天龍村固定資産評価審査委員の選任について
固定資産評価審査委員の内、令和8年3月31日に任期満了となります宮澤盛孝氏（中井侍）の再任について同意されました。

可決された案件

○天龍村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について



内容は、子ども・子育て支援法の改正により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通園していない子どもを対象とした、通園給付制度が創設されました。

この制度は、就労要件を問わず、月一定時間までの利用枠の中で、時間単位で柔軟に保育所を利用できるものです。

これを受け、本村においても、当該制度に基づく設備及び運営に関する基準を定める条例が制定されました。

○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の整備に関する条例について

特別職報酬等審議会からの答申や、人事院勧告に準じた一般職職員の給与改定、近隣町村の状況などを踏まえ検討した結果、改正が行われました。

改正の内容は、議会議員については現行の報酬月額を約2%、常勤特別職につ

いては現行の給料月額を約3%、それぞれ引き上げられました。

○一般職の職員の給与に関する条例等の整備に関する条例について

内容は、保健師や保育士などの資格を有する常勤一般職職員については、新規採用者が数年間にわたり、著しく不足している状況が続いています。

現職員の職務に見合った給与体系とすることで、専門職としての適切な処遇の確保を図る必要があります。こうしたことから、職種に応じた給料表及び等級別の職務の基準を定めるため、条例の改正が行われました。

○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、労働者の最低賃金が例年見直されていることや、人事院勧告において職員全体の給料が平均約

3・3%引き上げられたことを踏まえ、非常勤特別職の報酬についても、同程度引き上げるよう改正されました。

○天龍村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

内容は、一般職員の給与に関する法律の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準についても、関係する政令の改正に合わせて、所要の改正が行われました。

○天龍村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

内容は、国民健康保険法の改正に伴い、出産育児一時金給付額の増額などの改正が行われました。

○天龍村保健師修学資金貸付金免除条例の全部を改正する条例について

内容は、条例の題名を「天龍村医療専門職等確保対策修学資金貸付金免除条例」に改め、また、対象となる

職種に保健師のほか、管理栄養士、歯科衛生士及び社会福祉士を新たに加えるなどの改正が行われました。

○組織改正に関する条例の整備に関する条例について

内容は、住民サービスの向上及び職員の業務負担の均等化を図るため、役場各課の業務内容等を改める改正が行われました。

○天龍村介護保険条例の一部を改正する条例について

令和7年度税制改正により給与所得控除が引き上げられたことに伴い、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料算定方法について、令和8年度に限り一部見直しを行う改正となります。

今回の税制改正により、一部の方で保険料段階が変動し、保険料収入が当初の見込みより減少するおそれがあることから、令和8年度は税制改正の影響を受けない形で保険料を算定します。

また、令和7年度に住民税非課税であった方につ

では、税制改正の影響により保険料が大きく増加することがないよう、一定の条件のもと、引き続き非課税として取り扱い保険料を算定されるよう、改正されました。

○天龍村保健師修学資金貸付基金条例の全部を改正する条例について

内容は、条例の題名を「天龍村医療専門職等確保対策修学資金貸付基金条例」に改め、対象となる職種に保健師のほか、新たに管理栄養士、歯科衛生士及び社会福祉士を加えるなどの改正が行われました。

○天龍村学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、法律の改正により、教員特別手当において学級担任加算が新たに設けられました。

これを受け、県教育職員と同様に、村費講師についても学級担任を担当している場合は、当該加算を支給

できるよう改正されました。

○天龍村総合交流促進施設の指定管理者の指定について

内容は、天龍村総合交流促進施設「ふれあいステーション龍泉閣」について、令和8年4月1日以降も引き続き10年間の管理運営を行う指定管理者として、「有限会社龍泉閣」が指定されました。

○天龍村過疎地域持続的発展計画の策定について

内容は、令和8年度から令和12年度までの5年を計画期間とする「天龍村過疎地域持続的発展計画」が原案どおり、策定されました。

○天龍村使用料条例の一部を改正する条例について

内容は、松島独身住宅の名称を松島村営住宅に変更することにより、住宅区分などを修正する改正が行われました。

○天龍村独身住宅管理条例を廃止する条例について

内容は、松島独身住宅を村営住宅として管理するこ

ととしたため、当該条例を廃止することが決定されました。

○損害賠償の額を定めることについて

内容は、令和7年3月、村道の管理瑕疵に伴う倒木が発生し、民間設備会社の社用車を損壊させ、その損害賠償の額を「152万3,373円」とすることが決定されました。

○天龍村過疎地域持続的発展計画の一部変更について

内容は、令和3年度から令和7年度までの当計画において、CATV自主放送データ放送整備運営事業の追加、村道紙屋線の事業内容変更に伴う年度別の事業計画の変更などで、令和7年度に借り入れる過疎債の借入内容に併せ、計画内容を変更するもので、原案のとおり決定されました。

議員発議

○令和8年度天龍村議会事業計画について

内容は、令和8年度の議会の事業計画が定められました。

○簡易水道基盤強化のための令和9年度予算確保を求める意見書の提出について

内閣総理大臣をはじめ関係大臣へ意見書を送付することが決定されました。

一般質問

○後藤知久議員

一、有害鳥獣対策について
二、高齢化社会に伴う地域等への対応について
三、物価高騰に伴う学生への支援について

○今村久雄議員

一、天龍村DX推進計画に基づく情報発信体制の現状と課題について
二、旧天龍中学校の活用方針について

○熊谷美沙子議員

一、天龍村診療所の新体制と社会福祉事業について
二、ケーブルテレビの移行について

令和7年度 補正予算

会計名	補正前の額	補正額	計
一 一般 (第6号) 臨時	25億1,205万円	3,522万円	25億4,727万円
一 一般 (第7号) 専決	25億4,727万円	334万円	25億5,061万円
一 一般 (第8号)	25億5,061万円	△101万円	25億4,960万円
介護保険 (第3号) 臨時	3億3,940万円	42万円	3億3,982万円
介護保険 (第4号)	3億3,982万円	6万円	3億3,988万円
国民健康保険 (第3号) 臨時	6,096万円	25万円	6,121万円
国民健康保険診療所 (第4号)	6,121万円	161万円	6,282万円

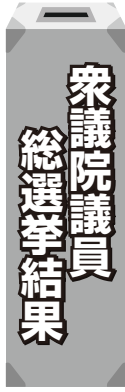
公営企業会計			補正前の額	補正額	計
村営水道事業 (第4号)	収益的	収入	5,889万円	48万円	5,937万円
		支出	7,626万円	48万円	7,674万円
	資本的	収入	2,959万円	-万円	2,959万円
		支出	2,959万円	-万円	2,959万円
村営下水道事業 (第4号)	収益的	収入	9,513万円	43万円	9,556万円
		支出	1億31万円	43万円	1億74万円
	資本的	収入	2,725万円	-万円	2,725万円
		支出	2,725万円	-万円	2,725万円
村営水道事業 (第5号)	収益的	収入	5,937万円	237万円	6,174万円
		支出	7,674万円	192万円	7,866万円
	資本的	収入	2,959万円	-万円	2,959万円
		支出	2,959万円	-万円	2,959万円
村営下水道事業 (第5号)	収益的	収入	9,556万円	269万円	9,825万円
		支出	1億74万円	36万円	1億110万円
	資本的	収入	2,725万円	-万円	2,725万円
		支出	2,725万円	-万円	2,725万円

※村営水道事業会計、村営下水道事業会計は令和6年度より公営企業会計へ移行しました。

故・村澤文仁氏 瑞宝双光章受章

令和7年9月23日に逝去されました村澤文仁氏（中央区）に、瑞宝双光章（死亡叙勲）が贈られ、2月16日に天龍村長より伝達されました。

村澤氏は、村職員として32年、助役・副村長として2期8年の長きにわたり在職し、地方自治の発展に尽力されました。これらの功績が認められ、今回の受章となりました。



2月8日(日)に行われました衆議院議員総選挙の結果は次のとおりです。

◇当日の有権者数

男 430人
女 464人
計 894人

◇投票者数

男 290人

◇投票率

計 563人
男 273人
女 56人
投票率 67・44%

◇小選挙区選出議員選挙

○有効投票数 555票
○無効投票数 8票

○候補者別得票数(届出順)

宮下 一郎 373票
福田 淳太 182票

◇比例代表選出議員選挙

○有効投票数 547票
○無効投票数 16票
○政党別得票数(届出順)

日本共産党 19票
日本保守党 8票
国民民主党 30票
自由民主党 258票
社会民主党 14票
れいわ新選組 13票
参政党 32票
中道改革連合 147票
日本維新の会 22票
安楽死制度を考える会 1票
減税日本・ゆうこく連合 3票

ふるさと寄附金 ありがとうございます

広報天龍第227号（1月号）で公表後、3月31日現在で次のみなさんから寄附をいただきました。（ご希望の方のみ、氏名を掲載させていただきます。）

●小島 晃 ●呉本 幸知様
●神田 大揮様 ●松下 明則様
●加納真由子様 ●大槻 隆之様
●眞木 杏夏様 ●遠山裕一郎様

今回は242名の方から寄附をいただきました。ありがとうございます。

天龍村ふるさと寄附金は、村のホームページのほか、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」などからもお申込みができます。

決済方法は金融機関からの振込みのほか、クレジットカードも可能です。
電話、ファックス、役場窓口でも承ります。

以下のQRコードを読み取ると、各ポータルサイト

の天龍村ページにアクセスすることができます。



ふるさとチョイス



楽天



ふるなび

防災行政無線放送(村内放送)の確認方法

1 戸別受信機で再生する方法

防災行政無線放送(村内放送)は、各家庭に設置されています戸別受信機に録音され、聞き逃した放送なども以下の方法でいつでも確認することができます。

- 再生を開始する
放送時間外に、受信機の▶/●ボタンを短押し
- 再生を停止する
再生中に▶/●ボタンを長押し
- 次の放送を再生(スキップ)
再生中に▶/●ボタンを短押し
- 頭出し(再生中の放送を聞き直し)
再生中に音量-ボタンを長押し



留意事項

※放送は、新しい順で再生されます。
※最大録音時間は約40分で、それを超えると古い放送から削除されます。

2 電話で確認する方法

外出している場合でも防災行政無線放送(村内放送)を、電話で確認することができます。
なお、放送内容を確認する場合は通話料が必要となります。

※電話番号 **0260-32-2595** (有料)

— ご不明な点は、総務課 総務係へお問い合わせください —



③「天龍村公式アカウント」を追加して完了！

②「友だち追加」からQRコードを読み取る。または「ID検索」で@ten-kyunaganoと入力

①スマートフォンでLINEを起動

緊急時の防災・避難情報・道路状況・村からのお知らせの受信など

村では、村の情報をより身近に、よりスピーディーにお届けするため、「天龍村公式LINE」を開設しています。防災情報やイベント情報など、くらしに役立つ情報をLINEを通して受け取ることができます。

あなたのスマートフォンに
村の最新情報をお届けします！
天龍村公式LINE

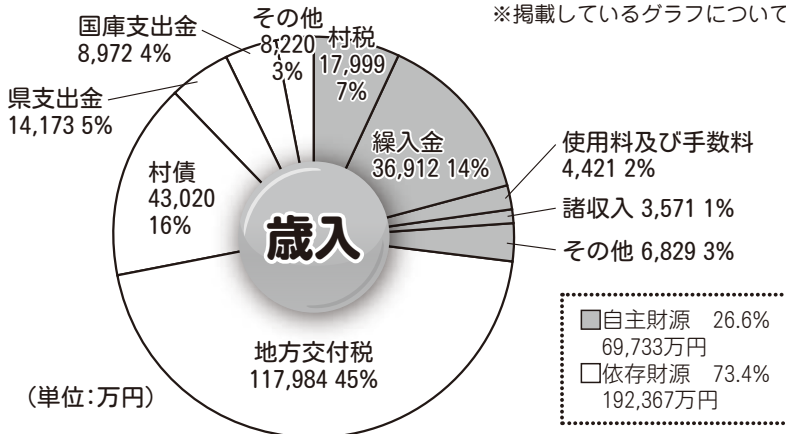
令和8年度 一般会計当初予算

前年比10.5%増の26億2,100万円

令和8年度の一般会計及び特別会計の当初予算が3月定例議会で承認されました。

一般会計では、歳入・歳出総額が26億2,100万円となり、前年度比10.5%増となりました。

※掲載しているグラフについて、四捨五入により合計が100%にならない場合があります。



特別会計

国民健康保険	1億3,750万円
介護保険	3億2,045万円
後期高齢者医療保険	3,604万円
国民健康保険診療所	1,380万円
水道事業	2億800万円
下水道事業	1億840万円

歳入項目	予算額	前年差	前年比	歳入についての説明
村税	1億7,999万円	466万円	102.7%	みなさんから村に納めていただく税金の総額です。
地方交付税	11億7,984万円	1億1,858万円	111.2%	国に納められた税の再分配や、過去に借り入れた起債（借金）の償還金に対する補てんも含まれています。
国・県支出金	2億3,145万円	△6,098万円	79.1%	定められた事業に対し、国や県から交付される補助金や委託金です。
繰入金	3億6,912万円	△1,436万円	96.3%	今まで積み立てていた基金（貯金）をさまざまな目的のために取り崩し、一般会計に繰り入れます。村の借金の繰上償還（返済）などに活用します。
村債	4億3,020万円	1億8,570万円	176.0%	道路整備などの財源として国から借り入れる借金です。ただしのちに国から交付税措置が受けられる起債（辺地・過疎対策事業債）など村の財政面で有利なものを借り入れます。

令和8年度のおもな事業

おもな事業名	事業費	事業内容
【新】(仮称)西原村営住宅建設工事	1億5,440万円	西原地区に住宅を新築する工事に係る費用です。
【新】ヘリポート整備工事	1億280万円	村内に新たなヘリポートを整備する工事に係る費用です。
【新】総合体育施設空調設備整備工事	7,746万円	天龍村総合体育施設に空調設備を導入する工事に係る費用です。
【新】どんぐり向方学園調理場整備事業	3,284万円	どんぐり向方学園の調理場を整備する工事に係る費用です。
【新】避難所衛生環境整備事業	1,912万円	村内の避難所の衛生環境を整備するための費用です。
【新】ごみ収集・運搬車購入費	1,415万円	村内で使用のごみ収集車を新たに購入するための費用です。
【新】気象観測装置点検委託料	895万円	光キャストビジョンにおけるデータ放送に使用する気象観測装置の点検委託料です。
【新】無線機整備等業務委託料(IP無線機整備)	776万円	村内で有事の際などにおける通信手段としてIP無線機を整備するための委託料です。
【新】光送信機器等購入費(光キャストビジョン)	608万円	光キャストビジョンが故障等で見られなくなったときに、応急的にテレビが見られるようにする機械の購入費用です。
【新】介護人材確保事業	577万円	村内の介護人材を確保するため、介護学生に対する学費の補助に係る費用です。
村道改良事業	1億591万円	主に(仮称)村道新平神線開設・拡幅、村道鶯巣停車場線法面防災工事などに係る費用です。

歳 出

【性質別経費】

※性質別経費とは、村の経費をその経済的性質を基準として主に以下にある分類にわけたものです。

歳出項目	予算額	前年差	前年比	おもな歳出の手当、費用の説明
人件費	4億9,070万円	303万円	100.6%	議会議員・特別職・一般職員・会計年度任用職員等の報酬・給与・手当です。(一般職員給の増などによる増)
物件費	5億1,211万円	△1,341万円	97.4%	消耗品や燃料、電話料、郵便料、備品購入費、各種委託料などです。(委託料の減などによる減)
扶助費	1億3,016万円	630万円	105.1%	法に基づき、児童、生徒、障がい者、高齢者に対して支払われる医療費給付などです。(老人措置費、老人福祉医療の増などによる増)
補助費等	2億8,592万円	△1,716万円	94.3%	建物や自動車の保険料、広域連合など他団体に対する負担金や補助金・交付金です。(県防災無線保守管理負担金の皆減、生活支援商品券の皆減などによる減)
普通建設事業費	6億5,291万円	27,175万円	171.3%	道路改良やその他の工事費、国、県の建設事業に対する負担金です。(へりポート整備工事の皆増、総合体育施設空調設備整備工事の皆増などによる増)
繰出金	1億7,565万円	△1,950万円	90.0%	一般会計から国保や介護保険などの特別会計へ支出されるものです。(国保診療所特別会計への繰出金の減などによる減)

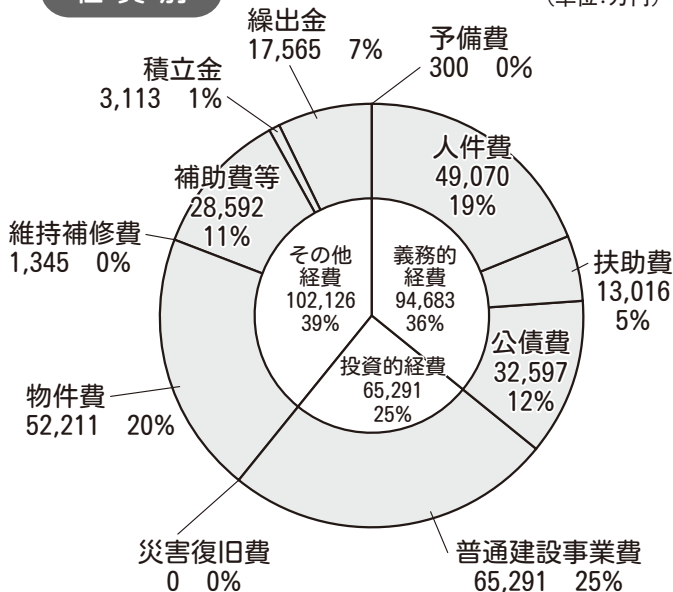
【目的別経費】

※目的別経費とは、経費を行政目的毎に分類したものです。

歳出項目	予算額	前年差	前年比	おもな歳出の手当、費用の説明
総務費	4億9,022万円	△5,084万円	90.6%	おもに村の基本的な行財政の運営のための経費です。(委託料の減などによる減)
民生費	3億9,728万円	234万円	100.6%	福祉など住民生活のための経費です。(障害者自立支援委託料の増、後期高齢者医療保険特別会計繰出金の増などによる増)
農林水産業費	2億5,538万円	4,373万円	120.7%	農林業に関する経費です。(地籍調査事業委託料の増、林道向方線改良工事の皆増などによる増)
土木費	3億8,044万円	6,099万円	119.1%	村道整備や住宅などに関する経費です。((仮称)村道新平神線開設工事の増、村道鶯巣停車場線法面防災工事の皆増などによる増)
消防費	1億7,480万円	1億580万円	253.3%	消防や火災予防などの災害対策のための経費です。(へりポート整備工事の皆増、Jアラート受信機更新工事の皆増などによる増)
教育費	2億8,676万円	6,207万円	127.6%	小・中学校や社会教育などに関する経費です。(総合体育施設空調設備整備工事の皆増、どんぐり向方学園調理場整備工事の皆増などによる増)
公債費	3億2,597万円	3,210万円	110.9%	国などから借り入れた村債の返済金です。今年度も将来の負担を軽減するため、繰上償還を行います。

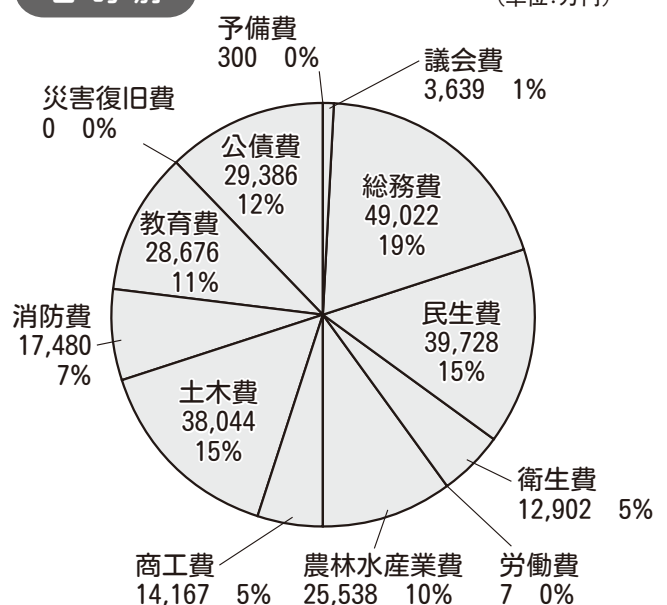
性質別

(単位:万円)

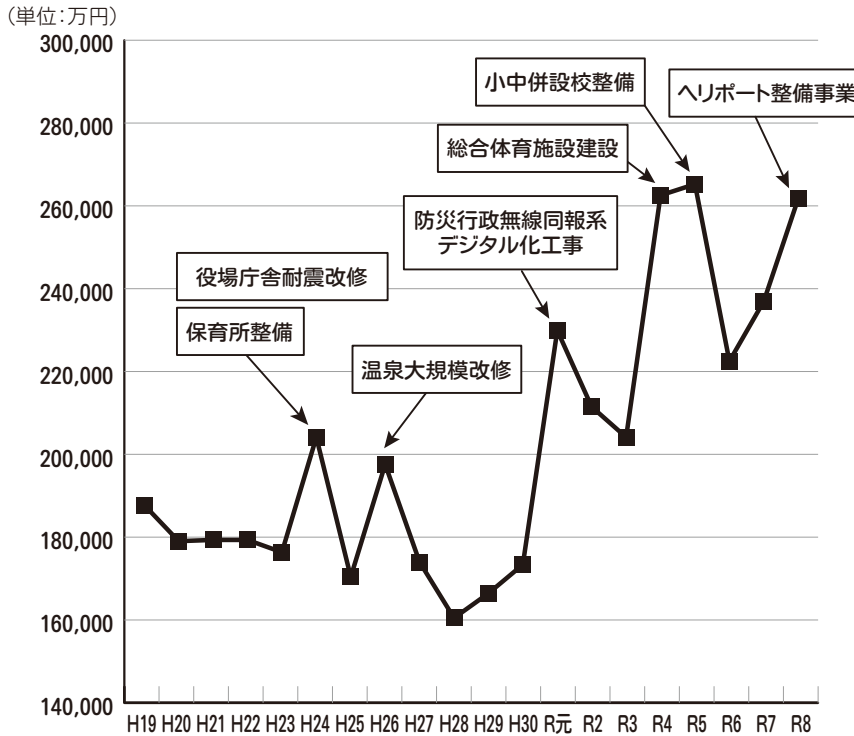


目的別

(単位:万円)

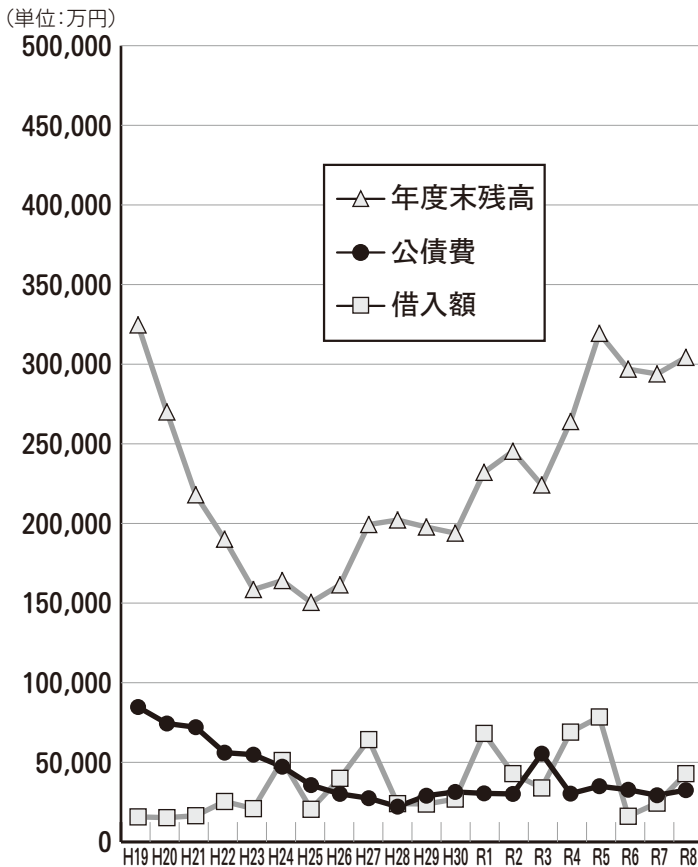


直近20年の当初予算額推移



年度	当初予算額
H19	187,500
H20	178,700
H21	179,000
H22	179,000
H23	176,000
H24	204,000
H25	170,000
H26	197,400
H27	173,600
H28	160,000
H29	166,000
H30	173,000
R元	230,000
R 2	211,400
R 3	204,000
R 4	262,900
R 5	265,600
R 6	222,500
R 7	237,100
R 8	262,100

直近20年間の村債借入額等推移



年度	公債費	借入額	年度末残高
H19	84,989	15,762	325,731
H20	74,594	15,288	270,884
H21	72,273	16,507	218,675
H22	56,233	25,474	190,713
H23	54,965	20,963	158,994
H24	47,384	51,309	164,656
H25	35,791	20,554	150,900
H26	30,251	40,059	161,925
H27	27,538	64,471	199,962
H28	22,213	24,114	202,822
H29	29,101	23,869	198,391
H30	31,484	26,987	194,542
R 1	30,584	68,368	232,844
R 2	30,217	43,032	246,117
R 3	55,605	33,998	224,877
R 4	30,412	69,189	264,843
R 5	35,090	78,720	320,412
R 6	32,859	16,167	297,859
R 7	29,387	24,450	294,849
R 8	32,597	43,020	305,272

※R6年度までは実績、R7は決算見込み、R8は当初予算で算出。

電源立地地域対策交付金事業

電源立地地域対策交付金事業を活用し、令和7年度は村道天竜川線法面防災工事、林道大河内向山線舗装改良工事、保育所運営事業を実施しました。この交付金は、ダムなどの発電施設のある市町村に交付され、天龍村には約3千万円が毎年度交付されています。

令和7年度事業概要

① 村道天竜川線
法面防災工事

当路線は長年の風雨による浸食によって表面の風化が進行しており、吹付工法による安定確保が重要でした。今回の事業を実施することで年に10数件ほど発生していた当該区間の落石発生のリスクが軽減され、住民の方が安心して走行できる路線となるよう、安全性の向上が図られました。

② 林道大河内向山線
舗装改良工事



村道天竜川線

林道大河内向山線は、大河内地区の森林整備や管理をするうえで重要な路線ですが、これまで路面の舗装がされていない区間が多く、年間2〜3回路面整備を行っていました。本事業で路面の舗装改良を実施したことで、利用者が安心安全に利用できる路線となりました。

③ 保育所運営事業



林道大河内向山線

保育士5名分の人件費（8ヶ月分および期末勤勉手当）が確保でき、地域格差のない質の高いサービスを提供することができました。今後も継続して保育環境の充実を図っていきます。



保育所運営事業

下伊那史第9巻
（明治初期〜昭和中期）
購読募集

下伊那史第9巻は明治・大正からアジア太平洋戦争までの約80年にわたる下伊那地域の歴史がまとめられています。下伊那の歴史を網羅した本書は、この地域に暮らす私たちにさまざまなる知識を与えてくれます。

○B5版2冊（箱入り）

約700頁 定価500

0円（第1・2・3・7・

8巻の在庫もあります）

購入を希望される方は、

下伊那教育会館内 下伊那

史編さん会へご連絡ください。

☎ 0265-5210808

（電話は職員がいる月曜日・

水曜日のみ）

〒395-18790

飯田市仲ノ町303-1

E-mail:shinoinashi@gmail.com



年に1度は、特定健診を受けましょう！



高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病のほとんどは自覚症状がないため、健診で早期発見しましょう。

また、内臓脂肪が過剰に蓄積した状態であるメタボリックシンドロームは、生活習慣病の原因と言われており、特定健診はこのメタボリックシンドロームに着目した内容になっています。ぜひ受診しましょう！

	特定健診		特定保健指導	後期高齢者健康診査
年齢	令和8年度40～74歳の方（75歳の誕生日前日まで）		健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクに応じて、栄養士・保健師などの専門職から、生活習慣改善のサポートを6か月間受けられます。 健診のあとは、特定保健指導を受けましょう！	令和8年度75歳～80歳の方
対象者	天龍村国保加入者の方 お申込みは不要です。 事前に問診票と採尿容器をお送りします。	勤務先等の医療保険加入者及びその扶養者		後期高齢者医療保険加入者 検診調査票でお申込みください。
受診に必要なもの	・問診票（尿） ・健診費用	個別の特定健診については加入している各医療保険者にお問い合わせください。		・問診票（尿） ・健診費用
集団健診	10/13(火) 老人福祉センター おきよめの湯			10/13(火) 老人福祉センター おきよめの湯
費用 （個人負担金）	2,000円			1,000円
実施者 （お問い合わせ先）	役場 福祉課 ☎32-1021		役場 福祉課 ☎32-1021	

※国保加入者で人間ドックを受診予定の方は、村の集団健診を受けず、お手数ですが福祉課まで連絡をお願いします。
 ※75歳以上の方で定期的を受診・治療している方は、健診について主治医にご相談ください。

がん検診一覧表（集団検診）

※村では国の指針に基づき、以下のがん検診を行います。勤務先などでがん検診を受ける機会のない方は、検診費用のお得な村の集団検診をご利用ください。



検診項目	肺がん	胃がん	大腸がん	婦人科検診
対象者	40歳以上 	40歳以上 	40歳以上 	子宮頸がん：20歳以上 乳がん（エコー）：30歳～39歳及び41歳～69歳の奇数歳 乳がん（マンモ）：40歳～70歳の偶数歳
実施日	9月30日(水)	11月17日(火)	11月16日(月)・17日(火)	7月～令和9年3月
受診場所	各地区を巡回します	老人福祉センター	11/16 老人福祉センターとおきよめの湯 11/17 老人福祉センター	阿南病院
検査項目	問診 胸部X線撮影	問診 胃部X線撮影（バリウム）	問診 便潜血検査（2日法）	問診 子宮頸がん：細胞診 乳がん：超音波検査（エコー） マンモグラフィー
費用 （個人負担金）	500円	1,500円	500円	子宮頸がん：1,000円 乳がん（エコー）：1,000円 乳がん（マンモグラフィー）：2,000円
〈お問い合わせ先〉 役場 福祉課 ☎32-1021				

※村の集団検診を受ける方は、4月にお配りします「がん検診希望調査」をご覧ください、お申し込みください。

村が実施する予防接種費用助成のご案内（令和8年度）

	助成の内容	助成の対象者・申請方法など
インフルエンザ	<p>〈生後6か月～年度内に18歳となる方〉 接種費用の全額</p> <p>〈年度内に19歳となる方～64歳の方〉 1,000円分の村商工会ギフト券</p> <p>〈65歳以上の方など^(※)〉 自己負担2,000円を除く額</p>	<p>①対象者は、接種日時点で天龍村に住所を有する生後6か月以上の方（助成内容は年齢により異なります）。</p> <p>②助成期間は各年10月1日～翌年3月31日まで。（ただし、65歳以上の方など^(※)の接種については、各年10月1日～翌年1月15日まで）</p> <p>③助成は年度ごとに1人1回まで。（ただし、生後6か月～年度内に18歳となる方の接種については、年度ごとに1人2回まで）</p> <p>④64歳以下の方は、医療機関での接種後、医療機関発行の領収書（接種の内容が記載されたもの）、申請者の口座がわかるもの、印鑑を持参のうえ、役場または南支所にて申請ください。65歳以上の方など^(※)は、役場または南支所で専用の予診票を受け取り、医療機関にて接種を受けてください。</p>
新型コロナウイルス	自己負担8,000円を除く額	<p>①対象者は、接種日時点で天龍村に住所を有する65歳以上の方など^(※)。</p> <p>②助成の対象となる接種期間は、各年10月1日～翌年3月31日まで。</p> <p>③助成は年度ごとに1人1回まで。</p> <p>④役場または南支所で専用の予診票を受け取り、医療機関にて接種を受けてください。</p>
带状疱疹	<p>〈生ワクチン〉 自己負担4,000円を除く額</p> <p>〈不活化ワクチン〉 自己負担額10,000円を除く額 （1回あたり）</p>	<p>①対象者は、接種日時点で天龍村に住所を有する50歳以上の方。</p> <p>②50歳～64歳の方は、医療機関での接種後、医療機関発行の領収書（接種の内容が記載されたもの）、申請者の口座がわかるもの、印鑑を持参のうえ、役場または南支所にて申請ください。65歳以上の方など^(※)は、役場または南支所で専用の予診票を受け取り、医療機関にて接種を受けてください。</p>
高齢者肺炎球菌	自己負担5,000円を除く額	<p>①対象者は、接種日時点で天龍村に住所を有する65歳以上の方など^(※)。</p> <p>②助成は1人1回まで。</p> <p>③ワクチンの種類に関係なく、過去に高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は、助成の対象となりません。</p> <p>④65歳になられた日以降に専用の予診票を村から送付します。66歳以上の方は、医療機関での接種後、医療機関発行の領収書（接種の内容が記載されたもの）、申請者の口座がわかるもの、印鑑を持参のうえ、役場または南支所にて申請ください。</p>
おたふくかぜ	接種費用の全額	<p>①対象者は、接種日時点で天龍村に住所を有する1歳～年度内に18歳となる方。</p> <p>②医療機関での接種後、医療機関発行の領収書（接種の内容が記載されたもの）、申請者の口座がわかるもの、印鑑を持参のうえ、役場または南支所にて申請ください。</p>

※「65歳以上の方など」は、「65歳以上の方」または「60歳以上65歳未満で、厚生労働省令に定める免疫等の機能障害を有する方」

- 妊婦や乳幼児、児童・生徒が対象となる定期接種（RSウイルス、五種混合、日本脳炎、子宮頸がんワクチンなど）については、村が接種費用の全額を負担します。対象となる方または保護者のみなさんに直接ご案内します。
- 県外の医療機関にて接種を受ける方は、事前にお手続きが必要となる場合がありますので、接種の予約前に役場福祉課にご連絡ください。
- 村が飯田医師会と契約している予防接種については、その契約単価を上限として助成します。
- 予防接種法の改正などにより助成の内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。（内容などが変更となる場合は、その都度、村内回覧などでお知らせします）

福祉課 健康支援係 ☎32-1021

後期高齢者医療制度のお知らせです

令和8・9年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費などを推計して見直されます。

長野県における令和8・9年度保険料率は、後期高齢者の増加や医療費の伸びに加え、現役世代の負担を抑えるための国の制度改正により、次のとおり増額改定することになりました。

お一人おひとりの保険料額は6月下旬に決定し、7月以降にお住まいの村から決定通知書によりお知らせします。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

	令和6・7年度	令和8・9年度	令和8年度（年度ごと算定します）
均等割額	44,365円	48,827円	子ども・子育て支援納付金賦課額 ※新設 1,339円
所得割率	9.45%	8.80%	0.25%
賦課限度額	80万円	85万円	2万1千円

均等割額 基礎賦課額 48,827円 子ども・子育て賦課額 1,339円	+	所得割額 (所得-43万円) × 基礎賦課額 8.80% 子ども・子育て賦課額 0.25%	=	年間保険料額 限度額は87万1千円
----------------------------------------------------------------	---	-------------------------------------------------------------------------	---	----------------------

子ども・子育て支援納付金賦課額

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、子育てを社会全体で支えるため、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まります。

後期高齢者医療制度においても、保険料と併せて子ども・子育て支援金を納めていただき、これを財源に子育て世帯への支援を行い、少子化に歯止めをかけ、日本の未来を支えるための制度です。

こども誰でも通園制度（概要）

子育て支援の拡充

就労要件	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
あり	保育所、認定こども園等						小学校
なし	こども誰でも通園制度 【月10時間通園できる】			幼稚園			

令和6年度	令和7年度	令和8年度
○試行的事業 ※118自治体実施	○法律上制度化 ※自治体の判断で実施 ※259自治体実施予定	○法律に基づく 新たな給付制度 ※全自治体で実施

児童手当の拡充 (R6.10から支給開始)	所得制限撤廃、高校生まで延長、第3子以降3万円
妊婦10万円給付 (R7.4から支給開始)	妊婦・出産時に合計10万円給付
育休手取り10割 (R7.4から支給開始)	両親が育休取得した場合に手取り10割相当支給
時短勤務給付 (R7.4から支給開始)	育児中に時短勤務をする場合に時短勤務時の賃金の10%を支給
こども誰でも通園制度 (R8.4から給付化)	保育所等に通っていないこどもの保護者が月10時間利用可能
国年育児中保険料免除 (R8.10から制度開始)	フリーランスの方の育児期間中の年金保険料免除

保険料上昇の主な原因

● 現役世代からの支援金の減少

後期高齢者医療における医療費の負担割合は、後期高齢者負担率によって定められています。後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じになるように令和6年度に制度改正が行われました。これにより長野県の後期高齢者医療制度では、後期高齢者交付金（若い世代からの支援金）は前回の後期高齢者負担率で算定した場合より約40億円減少します。

● 出産育児支援金

出産育児一時金の支給費用の一部を、現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援（拠出）する仕組みです。令和6年度に導入されましたが、激変緩和措置の終了により、長野県後期高齢者医療では2年間で約5億円負担が増加します。

保険料の軽減



所得の低い方については、均等割額の軽減措置があります。

世帯内の被保険者と世帯主の前年の 総所得金額等を合計した額	軽減割合（軽減後の均等割額）	
	令和8・9年度	令和8年度
	基礎賦課額	子ども・子育て支援 納付金賦課額
43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合	7.2割軽減 (13,671円/年)	7割軽減 (401円/年)
43万円+（31万円×世帯の被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合	5割軽減 (24,413円/年)	5割軽減 (669円/年)
43万円+（57万円×世帯の被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合	2割軽減 (39,061円/年)	2割軽減 (1,071円/年)

《お問い合わせ先》 天龍村役場 福祉課健康支援係 ☎32-1021
または、長野県後期高齢者医療広域連合 ☎026-229-5320

税制改正による65歳以上の 介護保険料算定の変更について

令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が10万円（55万円から65万円に）引き上げられますが、村の介護保険を安定して運営するため、令和8年度に限り、税制改正前の控除額により計算された合計所得や住民税課税状況をもとに保険料を算定します。（介護保険法施行令の規定により実施します）

また、令和7年度に住民税非課税であった方が、上記の算定方法により住民税課税とみなされてしまう場合は、令和8年度に限り住民税非課税として保険料を算定します。

なお、給与収入がない方は、通常どおり保険料算定を行います。

ご不明な点がございましたら、役場福祉課までお問い合わせください（ただし、個人の保険料額や保険料段階などの個人情報については、お電話ではお答えできません）。

福祉課 健康支援係 ☎32-1021

介護保険料 所得段階区分の変更について

令和8年度から、国の制度改正により、65歳以上の介護保険料の段階を区分する額が一部変更となります（変更となる箇所は、下表の下線部分です）。

ご不明な点がございましたら、役場福祉課までお問い合わせください（ただし、個人の保険料額や保険料段階などの個人情報については、お電話ではお答えできません）。

保険料段階	対象となる方	年額保険料
第1段階	生活保護の方および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方、または前年所得金額＋課税年金収入額が <u>82万6,500円（変更前は80万9,000円）</u> 以下の方	25,650円
第2段階	本人および世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が <u>82万6,500円（変更前は80万9,000円）</u> を超え120万円以下の方	43,650円
（省 略）		
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、合計所得金額＋課税年金収入額が <u>82万6,500円（変更前は80万9,000円）</u> 以下の方	81,000円
第5段階 （基準額）	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、第4段階以外の方	90,000円
（省 略）		

※制度改正により影響のない段階については、表から省略しています。

福祉課 健康支援係 ☎32-1021

令和8年4月からの天龍村国民健康保険診療所の診療体制について

天龍村国民健康保険診療所の水谷喜雄医師が、令和8年3月末をもって退任され、4月からは、県立阿南病院の医師による新しい診療体制が始まりました。

新しい診療体制について

- ・担当医師：県立阿南病院 関 匡史 医師（当面の間）
- ・診療科目：内科・外科 ・薬は後日自宅等へお届けします。



○診療日と診療時間 原則予約制です。

曜日	診療時間	受付時間
木曜日	9：00～12：00	11：30まで

- ・予約のない方は、来院前にお電話をお願いします。なお、予約のない方はお待たせする場合があります。
- ・急な病気や体調が悪い場合は、阿南病院など他の医療機関もご検討ください。

○訪問診療について

家から診療所まで行くことが難しい方のために、医師が定期的に自宅へ訪問して診察します。なお、急な往診対応は困難ですのでご理解をお願いします。

- ・対象者：歩くのが困難な方、寝たきりの方など、ご自身で診療所に来ることが難しい方で、医師が判断した方。
- ・ご利用を希望される方は、直接医師にご相談ください。
- ・ご不明な点は、役場福祉課（☎32-1021）までお問い合わせください。

天龍村国保診療所診療体制変更（水谷医師退任）に係る経過について

令和7年9月に水谷医師から「令和7年度末か令和8年度途中で退任する」との意向が村に伝えられました。理由として、村の将来や患者のためを思い、村や社会福祉協議会へ医療や福祉に関して提案しても、村などの対応が遅いことなどが挙げられました。

村としては、提案に対し、法令や手続き上の制約からすぐに対応することが難しい場合があり、そうしたことを水谷医師にも説明してきましたが、結果的にご理解をいただけなかったことは非常に残念なことだと思っております。

退任の意向を伝えられた時に村長からは、これまでの村や社会福祉協議会の対応に対し、水谷医師に不快な思いをさせたこととお詫び申し上げた上で、退任の考えを改めていただくことはできないか慰留をお願いしましたが、水谷医師は固辞されました。さらに、「人口が減少する中で診療所を何十年も続けていくのは難しいと思われるので、診療所を閉じることや、新しい医師を探すこと、阿南病院などに医師を派遣していただくなど調整してはどうか」との提案を受けました。このように、水谷医師の退任の意思は固く、村としては、村の医療を守るため、新たな方策を検討することとしました。

そこで、新たな医師を確保するため、議会へも報告・相談を行いながら、県立阿南病院へ水谷医師退任後の天龍村国保診療所の運営について支援をいただけないかお願いしました。

また、同時に長野県健康福祉部 医師・看護人材確保対策課へ出向き医師確保について要望するとともに、飯田保健福祉事務所長などにも相談してきました。

これを受け、阿南病院では、9月から天龍村支援のためのプロジェクトチームを立ち上げ検討していただきました。12月に入りその検討結果として、天龍村国保診療所で週1回の巡回診療を行うことや診療所へ行くことが難しい方などのための訪問診療を行うことなど村への支援策についてご説明をいただきました。

また、阿南病院からは支援に伴う要望事項として、診療所建物・設備・医療機器の借用や阿南病院に通院する患者のためのバスの増便などが伝えられた他、この巡回診療等の運用が今後少なくとも数年間は継続するよう要望いただくと共に、運用開始の時期については、阿南病院としては年度途中からの体制変更は困難であるため、令和8年4月からとしたいとの意向を伝えられました。

このように村は阿南病院からの支援を受けられることとなったため、水谷医師の要望どおり、令和7年度末で契約を終了し、令和8年度からは県立阿南病院からの支援をお願いすることに決定しました。このことは、議会への報告を経て、水谷医師へお伝えしました。

一方で、12月頃から村民有志を中心に、水谷医師による診療継続を求める署名活動が行われ、令和8年1月に村民有志から村長へ622名の署名を添えた「水谷医師による診療継続に関する要望書」が提出されました。村長は村民の声として重く受け止める旨を回答すると共に、この要望書は水谷医師に渡して欲しいと伝えました。

1月下旬、水谷医師からの要望を受け、水谷医師と村長が懇談を行いました。水谷医師からは「多くの署名を受け考え直した。診療を継続するための条件を聞かせてほしい」との話があり、村長からは「水谷医師に10年、20年と長く診療を続けていただきたいので、この村で地域医療を継続的にやっていくという先生の覚悟（本気度）を示していただきたい」と回答しました。

その後2月下旬に、水谷医師と村長が再度懇談を行いました。水谷医師からは診療継続についてのお話は出されず、阿南病院による診療開始後の体制などについて意見などが出されただけでした。

こうした経緯により水谷医師は3月31日をもって退任されることになったわけですが、水谷医師には令和3年度から5年間、天龍村の地域医療並びに福祉全般にわたり献身的にお支え下さり、村民の命と健康を見守っていただいていたことに深く感謝申し上げます。

また、村民のみなさんには、度重なる診療体制の変更等で多大なご不安やご心配をおかけしましたことについて深くお詫び申し上げます。引き続き村民のみなさんが安心して生活できるよう医療提供体制の確保に努めてまいります。

保健師だより

『がん検診について』

日本人男性の3人に2人、女性の2人に1人が「がん」になる今日、「がん」は他人事ではない病気です。しかし、がん医療は進歩し、治療は入院から外来通院へ移行、入院期間も短縮して、早期のがんの治る可能性は高くなりました。また、がんは「不治の病」ではなく、早期発見と治療により全体の6割程度が治るようになりました。

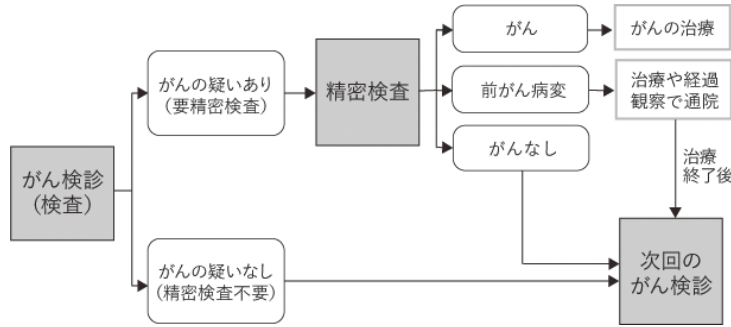
とはいえ、令和6年の村の統計を見ると、亡くなった方の死因の第1位は「がん(52.9%)」でした。2位は「心臓病(29.4%)」3位は「脳疾患(11.8%)」です。全国的に「がん」は、

昭和56年以降ずっと日本人の死因の第1位です。令和2年の厚労省統計によれば、年間およそ38万人（男性22万人、女性16万人）が「がん」で亡くなりました。

「がん検診」は、症状のない人が、がんがあるかどうかを調べるものです。検診の結果「がんの疑いがある」場合は、**精密検査**で本当にがんかどうかを調べます。がんを早期に発見し、適切な治療により「がん」で亡くなる人を減らすこと「が、がん検診の目的です。村では、国が推奨する、**胃・大腸・肺・乳・子宮頸**のがん検診を行います。この5種類は検診を受けると確実に死亡率が減少することが証明されています。（早期発見により8〜

9割が治ります。）

4月末、各世帯にお送りする「検診調査票」の「村でうける」に〇印をつけてお申込み、ご提出ください。



令和8年度温泉村民保養券の取扱いについて

4月下旬から順次配布しております。令和8年度温泉村民保養券について、「阿南町かじかの湯」で使用ができなくなりますが、新たに「飯田市、道の駅遠山郷・かぐらの湯」で使用できるようになりますので、よろしくお願ひします。

なお、令和8年度温泉村民保養券の使用期限は令和9年4月30日(金)までです。

利用対象施設

- ・ 龍泉の湯
- ・ おきよめの湯
- ・ かぐらの湯（飯田市南信濃）

※阿南町かじかの湯は使用できなくなりました。

令和7年能登半島地震災害義援金報告



令和6年1月1日に発生した、能登半島地震について、令和7年度も引き続き義援金を受け付けました。みなさまのご協力により令和8年3月末時点で10,369円集まり、日本赤十字社長野県支部を通じて被災地へ送金させていただきましたので、ご報告させていただきます。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

天龍村阿南病院通院時タクシー 利用助成事業の実施について

村では、令和8年4月より天龍村国民健康保険診療所の診療体制変更に伴い、阿南病院通院時に限り、タクシーを利用する方に対し助成を行うこととしました。

利用には、福祉課で事前に申請・登録が必要となります。

助成対象者

天龍村に住所を有し、阿南病院へ通院する者で、要介護・要支援認定者、障がい者、肢体不自由その他障がいを有する者など、および村長が認められた者



利用額

1回(1台)片道250円

対象区間

ご自宅(天龍村)〜阿南病院

申請方法

福祉課または南支所にて、「天龍村阿南病院通院時タクシー利用助成事業申請書」を記入、提出してください。

予約方法

遠山タクシーまたはマルトハイヤーに事前に予約してください。

不明な点等は、天龍村役場福祉課福祉係へお問い合わせください。

(☎32-1021)

天龍村エアコン設置促進事業補助金について

村では、近年の猛暑による熱中症リスク増加を踏まえ、村民の健康を守るため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯のエアコン設置などに対して補助を行います。

補助対象者

(1) 生活保護世帯(申請日において、生活保護受給世帯)

(2) 住民税非課税世帯(申請日において、世帯員全員が市町村民税非課税)

重要：(1)、(2)ともに住宅に稼働可能なエアコンが設置されていないことが条件。

対象設備

壁掛けエアコン、床置き型エアコン、ウインドエアコン(窓用)、ポータブルエアコンなど

補助額

設備費・工事費合わせて上限10万円

申請方法

エアコン取扱い事業者へ相談の上、見積書をとっていただき、天龍村役場福祉課窓口で、「天龍村エアコン設置促進事業補助金交付申請書」を記入、提出してください。

申請期間

令和8年4月1日(水)から令和8年9月30日(水)まで

不明な点などは、天龍村役場福祉課福祉係へお問い合わせください。

(☎32-1021)



天龍村定住促進事業のあらまし

(令和7年4月1日～令和10年3月31日)

種類	補助金等の額	補助対象事業の範囲及び補助要件
住宅新築補助金	工事費の10%以内 (限度額300万円)	<ul style="list-style-type: none"> ①天龍村に居住及び住所を有し、かつ永住の意志がある者 ②申請時の年齢が18歳以上の者 ③申請後2年以内に建築の完成を認める者 ④補助金は1戸1件を対象とします。 ⑤申請者本人及び同居者が他の補助金及び補償費を受け建設する場合は対象となりません。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りではありません。 ⑥工事完成後に補助金を交付します。 ⑦工事完成後、申請者本人、又は同居の親族の名義に登記する必要があります。
住宅増改築補助金	工事費の20%以内 (限度額100万円)	<ul style="list-style-type: none"> ①天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある者 ②申請時の年齢が18歳以上の者 ③補助金は1戸1件を対象とします。 ④申請者本人及び同居者が他の補助金及び補償費を受けて施工する場合は対象となりません。 ⑤工事完了後に補助金を交付します。 ⑥この補助金は、バリアフリーを目的とした増改築も対象となります。
空き家等取得補助金	取得費の20%以内 (限度額100万円)	<ul style="list-style-type: none"> ①天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある者 ②申請時の年齢が18歳以上の者 ③補助金は1戸1件を対象とします。 ④申請者本人及び同居者が他の補助金及び補償費を受けて施工する場合は対象となりません。 ⑤工事完了後に補助金を交付します。
得住宅用地取得補助金	取得費の100%以内 (限度額100万円)	<ul style="list-style-type: none"> ①天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある者 ②申請時の年齢が18歳以上の者 ③住宅用地面積100㎡以上取得した者 ④用地取得後に補助金を交付します。
U・ターン助成金	2歳以上1人につき5万円 右記⑥に該当する場合は +5万円	<ul style="list-style-type: none"> ①天龍村に70歳以下でU・ターンした者で、居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある者 ②村内に居住した日から起算し、2年経過後に支給します。 ③支給は1人につき1回限りとし、支給後の再転入は支給しません。 ④申請者本人及び同居者が他の補助金を受けた場合は支給しません。 ⑤申請時において2歳未満の子供がいる場合は、その子供に対し出産祝金を交付します。 ⑥転入時に30歳以下でU・ターンした者のうち、村役場を除く村内事業所に就職ないし起業、就農し、継続して2年以上勤務した場合は、①～⑤とは別に左記に定める助成金を支給します。
後継者助成金	5万円 右記③に該当する場合は +5万円	<ul style="list-style-type: none"> ①新規学卒後、村内に居住及び住所を有し、かつ、本人及び父母等に永住の意志がある者 ②卒業した日から起算し、12か月経過後に支給します。ただし、申請時に12か月以上の居住及び住所要件を満たしている必要があります。 ③新規学卒した年に、村役場を除く村内事業所に就職ないし起業、就農し、継続して2年以上勤務した場合は、①②とは別に左記に定める助成金を支給します。
通勤助成事業	1kmあたり10円(支給限度: 1月あたり8,000円(消防 団員にあっては、1月あたり 10,000円)但し、支給総 額の1/2の額は村内SS利 用クーポン券にて助成)年 間支給券算出式「10円×最 短通勤往復距離×1か月の 通勤日数(22日を上限とす る)×通勤月数」	<ul style="list-style-type: none"> ①1月1日の申請基準日において天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志がある者 ②16歳以上で村外の就業地に勤務している者、及び村長が特別に認めた者に支給します。 ③毎年1月から12月までの間の利用実績に応じ、支給総額を決定します。ただし、当該月の勤務日数が15日を欠くときは当該月分については支給の対象となりません。 ④支給総額のうち1/2は現金で支給し、1/2は村内SSで翌年度利用できるクーポン券(千円券)を発行します。【クーポン券相当額計算式】支給総額×1/2(但し百円単位は切り捨て、現金で支給) ⑤消防団員にあっては算出された年間支給額に10%の額を加算し支給します。 ⑥村内SS利用クーポン券は村内のガソリンスタンドに限り使用できるものとし、当該スタンド取扱商品、サービスに対し使用できます。※村内ガソリンスタンドでの利用が困難な場合は、阿南町 信愛給油所で利用できるクーポン券と交換させていただきます。(利用可能な例:給油、灯油配達、タイヤ・オイル交換、洗車等/利用不可能:専用カードへの入金)
結婚祝金	国内、外国人との結婚を問 わず1組 10万円	<ul style="list-style-type: none"> ①天龍村に2年以上居住及び住所を有する者で、かつ、永住の意志のある夫婦(居住要件は片方が該当していれば対象となります。) ②結婚祝金は重複して支給しません。
出産祝金	第1子・第2子:20万円、 第3子:50万円、第4子以 降は第3子と同額	父母のいずれかが天龍村に2年以上居住及び住所を有する者で、かつ、永住の意志のある父母。

お問い合わせ先: 企画課 むらづくり推進室 ☎32-1023

新地域おこし協力隊員紹介



まうおか ゆい
松岡 唯

この度地域おこし協力隊として活動させていただく

ことになりました。松岡唯と申します。滋賀県の小さな町に生まれ、自然に囲まれて育ちました。大学進学と同時に大阪で暮らしはじめ、都会の暮らしを7年経験しました。次第に便利さよりも静かな暮らしを望むようになり、移住を決断しました。珈琲と料理が好きで、かねてより仕事で携わることができたらいいなと思っておりました。そんな時に農業を中心とした地域活性化の募集を目にし、その一つに珈琲豆栽培がありここだ！と直感的に突き動かされました。将来的には自分のお店を持ち、食を通して人々を笑顔にしていきたいです。天龍村に関して

も、栽培に関しても初心者ですが、ゆっくりとこの地に慣れみなさんのお役に立てるように精一杯頑張っていきます。どうぞよろしくお願いたします。

◇◇◇

きくち ほうかつや
菊地原克也



4月より地域おこし協力隊として活動させてい

ている菊地原克也です。出身は長野市ですが、両親の仕事の都合で横浜や浜松、上海で生活してきました。今回、信州サーモンの養殖に携わらせていただく上で、村や仕事についてまだ分からないことが多く、みなさんにご迷惑をおかけすることがあると思います。しかし、それ以上にこの村を盛り上げて行けるように精一杯活動に励んで行こうと思います。これから

よろしくお願いたします。

いなか あゆむ
稲屋 歩



はじめまして。この度、天龍村の地域おこし協力隊

として活動させて頂くことになりました稲屋歩と申します。大阪府の出身で、大学を卒業してから3年間は兵庫県の建設会社に勤めておりました。学生の頃から自然の中で生活することに憧れがあり、20代の中盤に差しかかったこのタイミングで思い切って地域おこし協力隊に応募しました。今後の活動内容としては、農林業社での珈琲豆や農作物の栽培を中心に、狩猟免許を取得し野生動物による農作物・人への被害の課題に取り組みうと考えています。まだまだ若手ですが、ひとつひとつの仕事に丁寧に取り組みたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

地域おこし協力隊・集落支援員活動報告会を開催しました

3月9日(月)に、老人福祉センターで、令和7年度の地域おこし協力隊および集落支援員の活動報告会を行いました。

当日は、協力隊員2名・支援員5名が参加し、それぞれがこれまで取り組んできた活動内容について発表、地域活性化に向けた取り組みや活動の中で得られた成果などについて報告しました。

引き続き地域のみなさんと協力しながら、より良い地域づくりに努めてまいります。



地域おこし協力隊の発表の様子

柚餅子シンポジウム
開催

2月11日(水)に、坂部地区の夢工房 左閉辺屋において、天龍村が進める「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業として「柚餅子シンポジウム」を開催しました。

当日は30名の方にご参加いただき、これまでの柚餅子に関する調査報告のほか、今後の柚餅子のあり方や活用方法などについて、あらゆる視点から意見交換がされました。伝統ある食文化を次世代へどう繋いでいくか考える非常に実りのある時間となりました。



シンポジウムの様子

天龍村の柚餅子が文化庁の1000年フード認定

文化庁では、地域で世代を越えて受け継がれてきた食文化を1000年続く食文化「1000年フード」と名付け、文化庁とともに継承していくことを目指す取り組みを推進しており、今回、天龍村に古くから伝わる伝統食「天龍村の柚餅子」が食文化「1000年フード」に認定されました。

「天龍村の柚餅子」は代々受け継がれてきた地域の誇るべき食文化です。

今回の認定により「天龍村の柚餅子」の価値を再認識し、地域の伝統文化を未来に伝えるための活動を推進します。



ブッポウソウ巣箱づくりとみどりの少年団総会

2月25日(水)、みどりの少年団の子どもたちが、ブッポウソウの保護活動の一環としてブッポウソウの巣箱づくりを行いました。

当日は、ブッポウソウを守る会のみなさんにご指導いただきながら、子どもたちと協力して作業を進め、4月に設置予定の巣箱を合計30個完成させました。

釘を打つ音が響く中、子どもたちは「ブッポウソウが来てくれるといいな」「うまくできたかな」と話しながら、熱心に作業に取り組んでいました。

また、3月6日(金)には、みどりの少年団の総会が開催されました。

総会では、1年間の活動を振り返る発表が行われ、自然観察や環境美化活動など、子どもたちが取り組んできた内容が発表されました。

さらに、4月から高学年となる団員への団旗の引継ぎ式も行われ、今年度の活動への期待が高まる、引き締まった雰囲気の中での総会となりました。



巣箱作製の様子



みどりの少年団総会の集合写真

新規採用職員 の紹介



くまがいこうこ
熊谷心呂

今年度より天龍村役場の職員として勤務させていただきます。熊谷心呂と申します。

出身は飯田市で、高校卒業後、山形県の短期大学に進学し、2年間英語を中心に学んできました。

卒業後は、自然豊かで人とのつながりを大切にしている長野県内で働きたいと考えていたところ、このたび天龍村にご縁をいただき、勤務させていただきますこととなり、大変光栄に思っています。

まだまだ不慣れな点多く、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、1日も早く仕事を覚え、村民のみなさんのお役に立てる職員になれるよう、精一杯努力していきます。

今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いたします。



あらきともこ
荒木智子

今年度から天龍保育所で保育士として勤務させていただきます。荒木智子と申します。

以前、主人の勤務先が天龍村内であったときに、村の方々の人情味が温かい魅力的なところをよく聞いていたこともあり、そんな天龍村にぜひ携わりたいと思っていました。

私はこれまで13年間、保育に携わる仕事を経験し、その後、初めての育児を経て、約4年ふりに縁があつて、この天龍村で保育の仕事に復帰させていただきますことになりました。大変、光栄なこの機会を活かし、自然豊かな地でのびのびと過ごす子どもたちと一緒に保育を楽しみたいと思います。そして、保護者の方や地域の方に安心していただけるよう精一杯努めてまいります。よろしくお願いたします。



とやままさき
遠山正基

今年度から飯田広域消防駐在派遣として天龍村へ派遣となり、天龍村役場に勤務しております遠山正基と申します。出身は泰阜村で、今も泰阜村で家族5人、柴犬4匹、ネコ1匹と一緒に田舎暮らしをしています。

私は消防職員になって4年以上が経ち、その半分以上を救急救命士として勤務し、3月末まで火災、救急、救助などの現場に出動していました。

今後、天龍村で起きた火災や特殊な救急や救助などの現場へ、阿南消防署や和田分署の消防隊や救急隊とともに、私も役場から出動して対応します。また、役場で天龍村の消防防災に関係する事務的な業務も行います。

私自身は、これまで事務的な業務についたことがなく、分からないことが多くありますが、これまで私が消防職員として培った経験などが天龍村のみなさんの安心、安全の一助になるよう努めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

消防団人事

令和8年度天龍村消防団の役員が選任されましたので、お知らせします。

- 団 長 宮下 正和
- 副団長 坂田 一万
- 本部長 伊藤 祐介
- 救護班長 松澤 一生
- 分団長 熊谷 大喜
- 副分団長 鈴木 竜彦
- 副分団長 村澤 雄大
- 部 長 小木曾 啓
- 部 長 服部 誠司

学校人事

令和8年度の異動により、次の先生方が村内の小中学校に着任されました。

〈天龍小中学校（兼務）〉
◇ルシアン・グレンニー

◇天龍小学校（ALT）

- ◇武田 京佳（1・2年生担任）
- ◇佐々木翔大（5年生担任）
- ◇天龍中学校
- ◇岩下 佳史（1年生担任）
- ◇平栗 静児（〃副担任）
- ◇中川 竣介（〃〃）
- ◇今井田綾香（2年生副担任）

- ◇林 正則（〃〃）
- ◇小林 晋（研究加配）
- ◇板倉 輝男（業務支援員）

令和8年度村議会議員報酬及び村常勤特別職給料

天龍村特別職報酬等審議会は、村長から令和8年度村議会議員報酬及び村常勤特別職給料に関する諮問を受けて、2月3日(火)に審議会を開催し、同月16日(月)に、熊谷秀文会長から村長に対し、答申書が提出されました。

答申の主な内容は次のとおりです。

村議会議員報酬月額

議会議員の報酬月額は、人口減少を見据えた議員定数の見直しに関する対話集会を開催するなど、住民に開かれた議会運営が進められていること、近隣町村や全国同規模自治体の平均月額との比較に加え、物価高騰などを考慮したうえで、議会全体で一層の真摯な活動に尽力してもらうことを期待し、2%程度引き上げることとされました。

村常勤特別職給料月額

村長及び教育長の給料月額は、村政の運営を評価するとともに、近隣町村や全国同規模自治体の平均月額との比較に加え、物価高騰、一般職員の給与が人事院勧告に準じて

()内は前年度の月額

○令和8年度 議会議員報酬月額

議長： 241,000円 (237,000円)
副議長： 166,000円 (163,000円)
常任委員長： 156,000円 (153,000円)
議員： 146,000円 (144,000円)

○令和8年度 常勤特別職給料月額

村長： 643,000円 (625,000円)
副村長： 545,000円 (530,000円)
教育長： 483,000円 (469,000円)



審議会から村長への答申

引上げられたことなどの社会情勢を考慮して3%程度引き上げることとされました。副村長は、昨年の10月から不在となっていることから、現行の額を据え置くこととされました。

村長は、審議会の答申結果を重く受け止めたうえで、議会議員の報酬月額と、常勤特別職の給料月額を令和8年4月から引き上げる条例改正案を、3月議会定例会へ上程し可決されました。

旧天龍中学校施設の 利活用検討委員会答申

村長の諮問により旧天龍中学校施設の利活用について検討していた旧天龍中学校施設の利活用検討委員会から、令和8年2月16日(月)に村長へ答申が行われ、後藤知久委員長、松下清治副委員長より永嶺村長へ答申書が手渡されました。

答申では、校舎、体育館、プール、技術科棟、グラウンドの5つに分けて検討し、イベント利用や企業・個人への貸出、老朽化が進み耐震化の行われていない技術科棟は解体が適切、グラウ



村長へ答申書を手渡す
後藤委員長(中央)と松下副委員長(左)

ンドは緊急時のヘリポート用地としてなどの提案を行いました。

村ではこの答申を基に校舎と体育館、プール等の利活用について具体的に検討を行う予定です。

JR飯田線を利用しましょう

普段の通勤通学やお出かけに、ぜひJR飯田線をご利用ください。

鉄道のココが便利

- ・時間に正確で安心安全
- ・移動しながら読書などの趣味も楽しめる
- ・環境にやさしい



大河内森林公園 キャンプ場オープン

4月20日(月)から大河内森林公園キャンプ場がオープンしました。

オートサイト

1区画1泊2,000円です。

フリーサイト

テント1張1泊1,000円です。

○営業期間：4月20日(月)から10月31日(土)まで

○予約・お問い合わせ：企画課商工観光係

(☎32-1023)

○管理人：吉田勇次

ニセンジ自然公園 バター&マレット ゴルフ場オープン

4月1日(水)から営業を開始しました。

1プレイ大人500円小人200円(中学生以下)
12枚綴り回数券5,000円。

○営業期間：4月1日(水)から11月30日(月)まで

○定休日：毎週火曜日
○予約・お問い合わせ：企画課商工観光係
(☎32-1023)
○管理人：熊谷周文

◎村営バス等のゴールデンウィーク中の運行について

	4/29 (水・祝)	4/30 (木)	5/1 (金)	5/2 (土)	5/3 (日・祝)	5/4 (月・祝)	5/5 (火・祝)	5/6 (水・祝)
村営バス神原線 (平岡郵便局～大河内)	○	○	○	○	○	○	○	○
通常運行(天候などの状況により、臨時便または連休となる場合があります)								
村営バス阿南線 (JR平岡駅～JR温田駅)	×	○	○	×	×	×	×	×
要予約(乗車希望日3日前までに役場企画課商工観光係へご連絡ください。)								
広域バス平岡線 (平岡～和田)	×	○	○	×	×	×	×	×
運休		通常運行			運休			
乗合タクシー平岡線 (平岡～和田)	○	○	○	○	○	○	○	○
土日祝ダイヤ		平日ダイヤ			土日祝ダイヤ			

令和8年度河川愛護モニターを募集します

国土交通省中部地方整備局では、河川整備・河川利用又は河川環境等に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携を進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するため、「河川愛護モニター」をお願いし、ご助言を頂いております。

この度、新たなモニターを募集します。みなさんのご応募をお待ちしております。

1 応募資格 次の両方の条件を満たす方

- ① 20歳以上であり、心身とも健康、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心をお持ちの方
- ② 応募区間の近隣にお住まいの方

2 任期 令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

3 活動内容 ①日常生活の範囲内で気がついた河川の情報の報告(月1回報告書を提出)

※河川を見ていただく回数に規程はございません。

② 地域住民への河川愛護思想の普及啓発

4 募集区間

泰阜村・阿南町・天龍村
：天龍川 天龍川橋付近から南宮大橋付近までうち3km程度

5 応募方法

- ①住所 ②氏名 ③電話番号 ④年齢 ⑤職業 ⑥日常的な利用区間 ⑦応募理由を記載のうえ、左記住所(天龍川上流河川事務所(管理課)へ郵送、またはメールアドレス宛にお申し込みください。

応募期間

令和8年5月8日(金)(必着)

6 その他

- ・ 通信費等として一定の諸謝金をお支払いします。
- ・ 日常生活の範囲内での情報提供をお願いするものですので、保険の準備はございません。

応募・問い合わせ先

〒399-4114
駒ヶ根市上穂南7-10 国土交通省 天龍川上流河川事務所 管理課 愛護モニター担当
☎0265-81-6414
E-mail cbr-tenjyokan-ri@mit.go.jp

天龍保育所入園式

4月3日(金)に、新しいお友達2名を迎え全園児12名で元気よく新年度がスタートしました。よく食べ、よく寝て、よく遊び、心も身体も大きくなります。地域のみなさんも是非遊びに来てください。



新入園児、入場!



お兄さん お姉さん、よろしくお願ひします

入学祝品等贈呈

4月6日(月)に開催された天龍小学校・中学校の入学式終了後、永嶺村長より児童生徒一人一人に入学祝品と、小学生に村から緑化木のシャクナゲ、飯田信用金庫からはハンカチ、(株)興和エレクトロニクスより防犯ブザーが贈呈されました。



村長から手渡しの祝品

この試みは毎年度実施しており、行政と民間が連携し、子育て家庭の応援や児童・生徒の安心・安全な学校生活の支援を目的としています。



入学おめでとう!
村からのお祝い品です

かまどベンチ 火入れ式

2月10日(火)、阿南警察署より「わが家のセーフティリーダー」に委嘱されている天龍小学校6年生が学校のグラウンドに作った「かまどベンチ」に初めて火を入れました。

このかまどベンチは、普段はベンチとして使用し、緊急時には炊き出しなどに使えるかまどとなるもので、村指定の避難所となっている学校のグラウンドに設置しました。

火入れ当日は、村長をはじめ、阿南警察署、少年警



設置の様子(グラウンド内)

察ボランティア協会の方なども参加し、児童とともに火を起こしてフラंकフルトを焼き、みんなで味わいながら完成を祝いました。

福士直子さんに 厚生労働大臣感謝状

令和7年の民生児童委員一斉改選により民生児童委員を退任された、福士直子さん(西原区)へ厚生労働大臣より感謝状が贈呈され、令和8年1月22日(木)に村長より伝達されました。

福士さんは、平成30年7月から令和7年11月30日まで、7年5カ月の長きにわたり、民生児童委員 主任児童委員として社会福祉の増進に貢献され今回感謝状が贈呈されました。



永嶺村長より感謝状を受け取る福士直子さん